

子どもたちを真ん中に！ゆきとどいた障害児教育を！ 2021

障教部ニュース 5

〒102-0084

東京都千代田区二番町 12-1

全国教育文化会館 3階

TEL：03-5211-0123

FAX：03-5211-0124

n-murata@educas.jp

2021.9.9[全教障教部 村田]



障教部文科省要請報告

8月18日(水) 文科省要請に10人が参加

【重点！】 障害の重い子の指導体制改善！ 寄宿舍指導員定数改善！

病院内・施設内訪問教育の保障！ 特別支援学級の編制標準を6人に！

はじめてオンラインで行いました。事前に「要請書」と「病院内・施設内訪問教育実施状況調査結果（全教障教部調べ）」を提出しての要請でした。また、同日の午後、文科省に「特別支援学級の編制標準の改善を求めると要請署名」の一次集約分 11665 筆を提出。要請は重点項目のみの回答を求め、進行しました。

【要請内容および回答】

(2) 特別支援学校における学級編制および教員配置について以下の改善をはかってください。

- ①特別支援学校において、**強度行動障害**の児童生徒を重複障害学級で指導できるように文部科学大臣が定める障害に加えてください。また、**医療的ケア**を必要とする児童生徒についても、手厚い指導体制がとれるような制度を整えてください。

【特別支援教育課 課長補佐】

「医療的ケア児およびその家族に対する支援法」が施行され、国と地方公共団体に体制の拡充が求められている。学校の医ケアの環境整備の充実を図っていくために、登下校時の送迎車両に同乗する看護師を含め、自治体による看護師配置への支援を検討している。看護職員などを学校教育法施行規則の改正※を図って位置付けることで配置の促進にとりくんでいる。 (※は後述)

強度行動障害を持ったお子さんが適切な指導や支援を受けられる重要性については認識している。自立活動を担当する教員を配置したり、看護師や理学療法士などの専門家の配置にかかる経費の補助など、必要な支援にとりくんでいる。

【初等中等局 財務課定数企画係長】

あくまで私見だが、外部の医療職員を入れて対応をする際、教員定数を削っていくという話にはならないだろう。ただし一般論として追加で何かをやるのであれば既存の体制の見直しは必要になる。

【病院内・施設内訪問】

(2) ①病院内や施設側のコロナ感染症防止対策により、児童・生徒が授業を受ける回数および内容に制約が生じている状況を把握し、感染防止対策と授業の両立が図れるように、関係省庁と連携して、該当機関に働きかけてください。

【特別支援教育課 課長補佐】

病気療養等で入院されているお子さんに、コロナの中にあっても教育の機会を確保していかななくてはならないと考えている。病院へ教員が入れない場合は、ICT活用での学習支援が重要。平成28年から行われているICTを活用した遠隔教育を有効的に活用していけるのか、教育機関と医療機関が連携する教育環境が整備できているのか調査・研究を自治体に委託し、その成果を全国に発信している。病院内・施設内訪問教育について教育委員会への情報収集に努めている。学校全体での教員のワクチン接種を進めていくのが重要であると考えている。

(4) 中教審答申でも記述されたように、寄宿舍の教育的意義を明確に位置付け、以下の整備を行ってください。

② 重複障害児童生徒の舎生の実態や休日開舎の実態、複数障害種の併置校などを踏まえ、寄宿舍指導員の配置基準、いわゆる標準法を見直してください。

【初等中等局 財務課定数企画係長】

寄宿舍は肢体不自由を除く児童生徒 5 名に 1 人を措置され、かつ最低保障で児童生徒が 60 名に達していなくても必ず 12 人を定数措置されるしくみになっている。定数措置に対して充足されていない実態があるので、標準法改正は難しい。教諭・養護教諭などの定数の算定において、教諭で配置するのか養護教諭で配置するのか、その他の職員で配置するのかを弾力的に決めることができるようなしくみになっている。総数の中でどのように配置するか工夫していただきたい。寄宿舍に関して（東京では 1 舎あたり在籍が 30 人ということは）最低保障の 12 人が配置されているわけで、今の段階で定数改善は難しい。

【埼玉】 夜勤では、3 人しかいなくなるという問題を指摘しているのだが。

【東京】 宿直が労基法の関係で週 1 回と制限されているので 3 名となる。夜間に 3 名で 30 名をみることは現状できないということ。

【初等中等局 財務課】 重複障害の配置を見直した時に、単一障害のお子さんをどうするのかという議論にならざるを得ない。

【特別支援学級、通級指導教室の教育条件改善】

(1) 特別支援学級の編制標準を 6 人にしてください。また、通常の複式学級と同様に 2 学年以内で編制し、小学校で 1 年生が在籍する学級は少人数編制とするよう、標準法を改定してください。

【初等中等局 財務課定数企画係長】

児童生徒数が減少する中で特別支援学級の児童生徒数が増加して平均で 4.1 人の在籍。毎年 0.1 人ずつ増えている。10 年前と比べても平均 1 人増えている。7 人、8 人の学級を 1 人で教える事は難しいと思うが、他方で 1 人、2 人の学級もそれ以上に設置されているので、そことのバランスをどうみるかもある。通級指導を行いたいのには体制が整わないのでやむを得ず、特別支援学級に入級しているという話を聞く。本来通常学級でも耐えうる程度のお子さんが学級に入級しているという話を聞くので、通級の拡充により支援学級の増加への対策となると考える。学級編制標準改善は、毎年ご要望をいただいているし、平均が増えてきているので、その手当が学級編制標準を下げることなのか、他に何かしらできないか、状況をみながら考えていく。

【全教障教部】 特別支援学校設置基準はいつごろ制定の予定か。

【特別支援教育課 課長補佐】

設置基準は、手続きを進めているところで、なるべく早くということだが、いつというのは現時点では申し上げられない。極力迅速に制定したいと考えている。

【全教障教部】 制定を急いでほしいという意味ではなく、パブコメの意見を含め十分な検討をし、案を改善した設置基準の制定をお願いしたい。

【発言】 参加した特別支援学校教員、寄宿舍指導員、特別支援学級教員の立場からそれぞれ現場の実情を訴え、具体的な改善を求める要望をしましたが、再回答も含めて上記の回答にとどまっています。

※「学校教育法施行規則」一部改正 8月23日 公布

上記の文科省の回答にあった、「学校教育法施行規則」一部改正は、第204通常国会で議員立法された、「医療的ケア児及びその家族に関する支援法」が今年の9月18日に施行されることに伴って、また「学校における働き方改革の推進」、「GIGA スクール構想の着実な実施」を「喫緊の課題」として行われました。

今回の改正で障教部に関わるのは以下の2項目ですが、それ以外の職も配置の在り方に懸念が生じます。改正の趣旨、内容をご確認ください。

小学校だけでなく、中学校、高等学校、特別支援学校にも準用されます。

<第65条の2>

医療的ケア看護職員は、小学校における、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。）を受けることが不可欠である児童の療養上の世話又は診療の補助に従事する。

注*医療的ケア看護職員は、保健師、助産師、看護師、准看護師をもって充てること。

「療養上の世話又は診療の補助」とは保健師助産師看護師法において規定される看護師の業である。

<第65条の6>

特別支援教育支援員は、教育上特別の支援を必要とする児童の学習又は生活上必要な支援に従事する。

注*特別支援学校において「介助員」「介助職員」「介護職員」等の名称により既に配置されている職員について、「特別支援教育支援員」の名称を使用することが望ましいが、この度の改正により、当該名称の使用を妨げたり、当該職員の職務内容に変更を加えたりするものではない。

（注*は文科省「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」8月23日付 より）

○病院内訪問、施設内訪問の授業実施状況調査結果 条件整備で授業再開が求められる。

コロナ禍における病院内訪問、施設内訪問の授業実施状況調査をまとめました。感染症対策の制約があり、昨年、今年と担任が病棟等に入れていない実態などが明らかになりました。その結果を別途送付します。組織、学校現場のみなさん、ご協力ありがとうございました。

「教育のつとめ2021」オンライン開催

14障害児教育分科会は2日間の活発な討議が！

第14分科会は2日間開催され、たくさんのサテライト会場参加者も合わせて、のべ370人を超える参加がありました。開会全体会では、木全和巳さん(日本福祉大学)が基調報告、村田信子(全教障教部)が特別報告「設置基準策定の運動」について、補足発言として越野和之さん(奈良教育大)が「『障害のある子どもの教育支援の手引』(文科省6月公表)について」を報告しました。それらの報告を受けて、参加者が実践や子どもたちの姿と結びつけた発言をしました。また各地の運動の到達点と課題も交流しました。全体会の後は30本のレポートをもとに6つの小分科会に分かれ、実践報告・討議がすすめられました。子どもの内面を丁寧にみていくことで行動だけではとらえられない子どもの願いが見えてくること、子どもの発達課題にあった教材とは、子どもたちの主体性を育てる学習活動とはなど、誰もが自分の実践に引き寄せて発言できるテーマが出され、活発な討議が展開されました。お互いの実践を励まし合うような討議の中で共感が生まれ、支え合える仲間が全国にたくさんいるという確信がもる分科会となりました。障害児教育の現場は教育条件が不十分で課題が山積ですが、子どもたちの成長につながる実践ができる学校づくりをしていきたいという願いがたくさん語られた2日間でした。レポーター、司会者、共同研究者、参加者のみなさん、ありがとうございました。来年はさらに輪を大きく！